

豊中市立学校運動場 夜間開放 使用者の遵守事項

豊中市立学校運動場夜間開放施設の使用を認められた団体は、次の事項を厳守してください。

使用については、管理委託している管理指導員の指示に従ってください。

この使用者の遵守事項に違反した場合は、使用禁止とすることがあります。

夜間開放に関する問合せについては、学校では対応していません。

使用時の服装について

- 運動に適した服装を着用すること。

使用時間について

- 決められた使用時間（19：00～21：00）を厳守すること。
- 使用時間には準備・片づけ・グラウンド整備・清掃等の作業を含みます。
（使用時間には、使用後の清掃・原状に回復に要する時間を含みます。）

施設及び設備の原状回復について

- 使用及び移動した設備等は、使用后直ちに定められた場所に戻すこと。

事故の責任について

- 予期しない事故、災害等が考えられるので救急箱の準備をはじめ応急処置ができる体制を整えること。
また、スポーツ障害保険の加入等、事故に備えておくこと。
- 使用時におけるトラブル（盗難・事故等）について、教育委員会事務局はその責を負いません。

厳守事項

- 現場責任者は、該当団体の指導監督、特に安全管理に務めること。
- 常に善良なる使用者としての注意と責任をもって使用すること。
- 許可された使用目的以外に使用しないこと。
- 使用許可を受けた場所以外に立ち入らないこと。
- 使用したグラウンド等の整備を行うこと。
- トイレ、手足洗場の使用は、清潔と美化に努めること。
特に、トイレは床の砂等の清掃・水洗い等を行うこと。
- 使用に際して生じたゴミ等は、学校に残さず各自が持ち帰ること。
- 自転車は定められた場所に整然と駐輪すること。
路上等の迷惑駐車はしないこと。
- 第十四中学校・第十二中学校の入場時間は、生徒の安全確保のため午後6時50分とします。

- 第四中学校の夜間開放使用団体の出入り口は、南門を使用すること。
また、使用後のグラウンド整備では鉄製レーキ（トンボ）で行うこと。
- 使用にあたっては、緊急時の避難経路の確認・確保等安全対策を図ること。
- 施設内に動物を帯同しないこと。

禁 止 行 為

- 使用権を他へ転貸または譲渡すること。
- 学校敷地内へ車を乗入れること。
但し、荷物の搬入・搬出時のみ可能とし、終了後は直ちに退出すること。
- 指定した場所以外の施設の使用及び立ち入ること。
- 敷地内で喫煙すること。
- 火気を使用すること。
- 飲酒及び酒気帯びで使用すること。
- 近隣住民等に迷惑をかけること。

使用許可の取消し

- 施設の状態が不良のとき。
- 施設の安全確保が取れないとき。
- 学校教育に著しく支障を来す（おそれがある）と認められたとき。
- 公安及び風俗を害するおそれがあるとき。
- 管理指導員の指示、厳守事項・行為の禁止に従わなかったとき。
- その他、教育委員会事務局が必要と認めたとき。（選挙・学校行事等）

問 合 せ 先

- 受付時間 月曜日～金曜日の（祝日・休日・年末年始は除く）
午前9時～午後5時15分まで。

豊中市教育委員会事務局
学校施設管理課
電話番号(06)6858-3277